

第3章

次世代を育む親となる
ために

Chapter3

第1節 親になるための出会い、ふれあい

1 乳幼児と触れ合う機会の充実等

(1) 学校における取組

児童生徒の豊かな人間性や社会性などを育むためには、成長段階に応じて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、様々な体験活動を行うことが有意義である。2000（平成12）年4月の中央教育審議会報告「少子化と教育について」においても、すべての高等学校で保育体験学習を推進することが盛り込まれていることも踏まえ、家族・社会の一員として、さらに将来の親として必要な基礎・基本を習得できるよう、家庭を持つことの重要性等について理解を深められるようにすることが重要である。

2002（平成14）年度から順次実施されている新学習指導要領においては、「総合的な学習の時間」や特別活動などの中で、ボランティア活動などの体験活動を行うことを明示し、学校教育における体験活動をより一層充実させる内容としている。

また、2002年度から実施している「豊かな体験活動推進事業」では、「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」を指定して、乳幼児の保育体験など、他校のモデルとなる体験活動を実施するとともに、その成果をブロック交流会等を通じて全国に普及している。

また、私立高等学校や私立幼稚園において円滑に保育体験学習が実施されるよう、保育体験学習に関する経費を補助する都道府県に対し、

所要経費の一部を補助している。

(2) 家庭や地域における取組

家庭の教育力の向上を図る一環として、2004（平成16）年度から、将来、親となる中・高校生を対象とした子育て理解講座を開設している。この中で、赤ちゃんの抱き方など乳児との接し方を学んだり、妊婦体験を行うなど、若いうちから家庭教育についての理解を深める取組を推進している。

また、児童館等の公的施設を活用し、児童の健全な育成のための取組を推進し、将来の子育てに関する貴重な予備体験として育児不安の防止や虐待の予防につながるものとして2003（平成15）年度に「児童ふれあい交流促進事業」を創設した。

本事業においては、小学校高学年、中学生及び高校生が、乳幼児と出会い、ふれあい、交流をするため、赤ちゃん講座などの事前学習を開催し、乳幼児とふれあう交流促進事業を実施し

中学生の保育体験（大阪府）



た。また、事前学習の実施に当たっては、乳幼児の発達、生命や性についての講義を行うとともに、赤ちゃん人形等の教材を使用し、乳幼児

の安全な抱き方や遊び方を体験させ、乳幼児健診の場や児童福祉施設等の見学を行うこととした。

第2節 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

1 豊かな人間性を育むための奉仕活動・体験活動の推進

近年、少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子どもたちの精神的な自立の後れや社会性の不足が顕著になっている。

このことから、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達段階などに応じた様々な奉仕活動・体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001（平成13）年7月には、学校教育法（昭和22年法律第26号）と社会教育法（昭和24年法律第207号）を改正し、総合的にボランティア活動など社会奉仕体験活動をはじめとする体験活動の充実を図ることが明確化された。これとともに、地域や学校等において、子どもたちが様々な体験活動を行う機会を拡大するために次のような取組を実施している。

（1）地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

ア 地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動の推進

子どもたちのボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の推進を図るため、2002（平成14）年度から「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」を実施している。国、都道府県、市町村に幅広い関係機関・団体と連携を図る協議会や、地域の奉仕活動・体験活動に関する情報提供や地域の実情に応じた魅力ある参加プログラム等のコーディネートなどを行う支援センターを設

置し、学校と地域社会を通じた奉仕活動・体験活動の推進体制の整備を進めている。また、2003（平成15）年3月には、奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成を図るため、「奉仕活動・体験活動推進全国フォーラム」を開催したほか、2003年度は、地域の実情に即した取組を促進するためのモデル事業を行った。

絵本の読み聞かせを行う大学生ボランティア（岡山県）



イ 地域における体験活動等の推進

心豊かでたくましい子どもを地域全体で育てるために、2004（平成16）年度から「地域子ども教室推進事業」を実施し、学校等を活用して緊急かつ計画的（3か年計画）に子どもたちの居場所（活動拠点）を整備し、地域の大人の教育力を結集して、安全管理員・活動アドバイザーを配置し、子どもたちの放課後・週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動等を支援している。

このほか、2001（平成13）年度から屋内に引きこもりがちになるなど悩みを抱える青少年に対し体験活動に取り組む機会を提供する事業を